

倉敷市避難行動要支援者家具転倒防止器具取付事業

Q & A

Q1. 避難行動要支援者名簿に記載されているとはどういうことか？

A1. 要配慮者のうち、自力または家族の力を借りるだけでは安全な場所への避難が困難な方で、次のいずれかの要件に該当する方。（施設や病院に長期入所・入院中の方は除く）

- ・介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級第Ⅰ種（心臓・じん臓のみ該当する方は除く）を所持している方
- ・療育手帳A又はAと同程度の手帳を所持している方
- ・精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を所持している方
- ・特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

Q2. 避難行動要支援者名簿に記載されているかわからないのですが？

A2. お調べすることが可能ですので、倉敷市地域防災推進課にご連絡ください。

Q3. 避難行動要支援者名簿に記載されているが、(身体・精神的に) 本人が手続きするのが困難であるが、利用申請は可能か？

A3. 対象者本人が手続きできない場合、家族や親族などが代理人として手続きすることが可能です。なお、代理人による手続きの場合は、申請書の委任欄の記載が必要となります。

Q4. 住民票の住所と実際に住んでいる家屋の所在地が異なるが本事業の申請が可能か？

A4. 住民票の住所と実際に住んでいる家屋の所在地が異なる場合も申請は可能です。ただし、住民票の住所も実際に住んでいる家屋の所在地も倉敷市内である必要があります。

Q5. 同じ世帯に避難行動要支援者名簿に記載されている人が複数名いるが、それぞれで申請が可能か？

A5. 原則として、1世帯あたり1回のみの申請となります。ただし、同一世帯員であっても家庭の都合等で別々の住宅で生活されている場合などはそれぞれ申請が可能となる場合がありますので、倉敷市地域防災推進課までご相談ください。

Q6. 取付ける費用は無料となっているが、器具は誰が用意してくれるのか？

A6. 器具は申請者自身でご準備いただくこととなります。もし、ご自身で買いに行くことが困難な場合は、取付作業を行う倉敷市シルバー人材センターにて「お買い物代行サービス」を利用することができます。（ただし、有料のサービスとなります）

Q7. 家具は何点まで無料で取付作業をしてもらえるのか？

A7. 本事業では、家具3点まで無料で取付作業を行います。4点目以上の取付けを希望される場合は、本事業とは別に、倉敷市シルバー人材センターにお申込みいただくことで、取付け作業を依頼することが可能です。（有料）

Q8. どんな器具を準備すればよいか分からないが、どうしたらよいのか？

A8. 倉敷市シルバー人材センターの担当者がご自宅にお伺いし、家具の状態やご自宅の状況を確認しながら、取付けする器具の相談・決定を行っていくこととなります。事前に購入しておかなくても大丈夫です。

Q9. 住んでいる家屋は借家（賃貸）であるが、取付作業してもらえるのか？

A9. 借家・賃貸の場合も本事業を利用し、家具の転倒防止器具の取付けは可能です。ただし、申請時に家屋管理者又は家屋所有者からの「器具の取付に係る同意書」を提出する必要があります。

Q10. 市営住宅に住んでいるが、「器具の取付に係る同意書」は必要か？

A10. 市営住宅にお住いの場合は、「器具の取付に係る同意書」の作成・提出は不要ですが、別途、市営住宅管理センターへ「模様替え等承認申請書」の提出が必要となります。なお、「模様替え等承認申請書」は本事業の申請受付時に、記入・提出いただけます。

Q11. この事業を利用して転倒防止対策をした家具について、市が安全を保障してくれるのか？

A11. 本事業の目的は、地震による被害を少しでも減らすために実施するものであり、本事業を利用したからと言って、市が申請者の安全を保障するものではありません。

Q12. 対象者以外でも、家具の転倒防止器具の取付けをしてもらえないか？

A12. 本事業を活用することはできませんが、倉敷市シルバー人材センターの独自事業として実施しておりますので、そちらをご活用いただけたらと思います。（有料）
なお、本事業の対象者かどうか分からない場合は、まず倉敷市地域防災推進課にお問い合わせください。